

総 務 文 教 委 員 会

令和 6 年 10 月 11 日 (金)
9 時 30 分 ～ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委 員】 芦谷委員長、沖田副委員長、村武委員、岡本委員、永見委員、西田委員

【議長・委員外議員】

【執行部】

(地域政策部) 田中地域政策部長

(まちづくり社会教育課) 河上副参事

【事務局】 松井書記

【議 題】

1 執行部報告事項

- (1) JR 西浜田駅簡易水洗トイレの設置状況について 【まちづくり社会教育課】
- (2) 中山間地域をはじめとした島根の生活交通を考えるプロジェクトチームの
最終とりまとめについて 【まちづくり社会教育課】
- (3) その他

2 【取組課題】 地域交通について (委員間で協議)

3 行政視察について (委員間で協議)

4 その他

- ・【要望書】 令和 7 年度理科教育設備整備等補助金予算計上についてのお願い (委員会に配付)

JR 西浜田駅簡易水洗トイレの設置状況について

JR 西浜田駅の便所解体に伴い、簡易水洗トイレを設置しています。その状況を、次のとおり報告します。

1 設置日

令和 5 年 12 月 5 日

2 設置場所

長浜まちづくりセンター隣

3 設置内容

簡易水洗トイレ 1 基（洋式）

4 設置後の状況

内 容	1 回目	2 回目
汲取り日	6 月 10 日（188 日分）	9 月 30 日（111 日分）
汲取り量	396 リットル	234 リットル
概算使用回数	330 回	195 回
（1 日当たり）	1.76 回	1.76 回

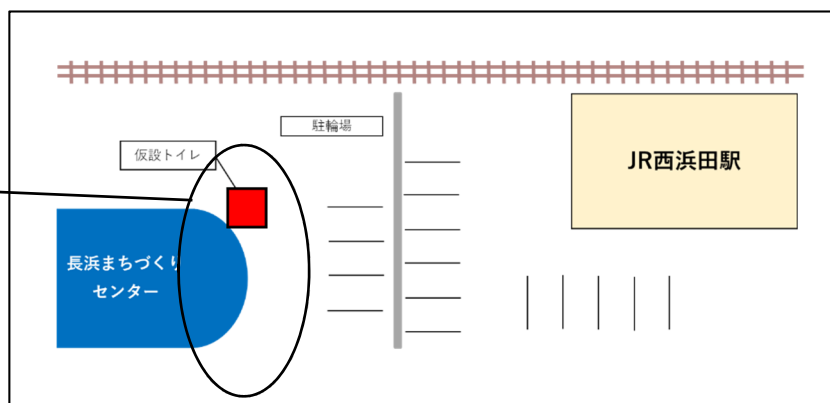
5 今後について

令和 6 年 12 月 20 日をもって**撤去する方向で調整**を図る。

⇒10 月中旬から 2 か月程度「告知文」をトイレに貼り、問題が生じなければ撤去する。

【撤去後について】

- ・長浜まちづくりセンターの利用を案内
- ・汽車は、全車両トイレ設置済みであることを周知



▲設置位置

中山間地域をはじめとした島根の生活交通を考える プロジェクトチームの最終とりまとめについて

利用者の減少や乗務員不足など、厳しい地域生活交通において、様々な課題に対して意見交換を行い、生活交通について考えるプロジェクトチーム（事務局：島根県交通対策課）が設置され、協議を行ってきました。

この度、最終とりまとめが行われましたので、次のとおり報告します。

1 プロジェクトチーム構成

島根県、県内全市町村、国土交通省中国運輸局、業界団体（一般社団法人島根県旅客自動車組合）、交通コンサルタント（株式会社バイタルリード）

2 会議開催状況

第1回 令和5年10月27日

- ・県内事業者の状況共有、対応の方向性と主な論点の提示

第2回 令和5年12月27日

- ・主な論点に対しての意見照会

第3回 令和6年3月27日

- ・中間とりまとめ案の提示

第4回 令和6年6月7日

- ・令和6年度取組及びアイデアの共有

第5回 令和6年8月8日

- ・最終とりまとめの方向性の提示

第6回 令和6年9月27日

- ・最終とりまとめ案の意見照会

3 最終とりまとめ

別紙概要版参照

中山間地域をはじめとした島根の生活交通を考える プロジェクトチームの最終とりまとめについて

1. 概要

- 県内の地域生活交通の現状・課題を整理した上で、これらの課題への対応として、大きく3つの項目に分類し、関係者による幅広い意見交換を行い、課題の解決に向けた取組の方向性を取りまとめた。
 - ・ 公共交通の担い手確保に向けた取組
 - ・ 路線バスと自家用有償旅客運送との適切な役割分担
 - ・ 貴重な人材を最大限活用するための取組や事業継続に向けた取組
- 関係者間の共通認識のもと、今後の具体的な取組の検討・実施につなげる。

2. 課題の解決に向けた取組の方向性

(1) 公共交通の担い手確保に向けた取組

① 事業者には雇用されるプロの運転手の確保

- 事業者の積極的な取組を大前提として、業界（事業者）・行政が連携・協力して、運転手確保の取組を進める。
- 地域生活交通の維持・確保の観点から、事業者による積極的な処遇改善や人材育成などの取組により、運行費が増加する場合においても、行政がこれまで実施してきた運行費支援を基本として、行政が支える。

<検討・実施にあたっての留意事項>

- ・ 日ごろから業界（事業者）・行政などの関係者が意見交換できる関係性の構築
- ・ 事業者の運転手確保の状況などの積極的な情報発信
- ・ 国の運転手確保に向けた取組を踏まえた、取組の検討・実施

② 自家用有償旅客運送の運転手の確保

- 自家用有償旅客運送は、県内の地域生活交通を支える重要な役割を担っていることから、引き続き、運転手確保に向けて取り組む必要がある。

<検討・実施にあたっての留意事項>

- ・ 新たな委託先となる事業者や団体等の確保
- ・ 必要に応じて、ダイヤの見直しや新たな交通体系への転換等の実施
- ・ 大臣認定講習※の受講機会の増加

※ 自家用有償旅客運送の運転手は、二種免許を有する者、もしくは、一種免許を有する者で国土交通大臣が認定する講習を修了している者であることが必要

(2) 路線バスと自家用有償旅客運送との適切な役割分担

- 既存事業者と共存する形で、地域の実情に応じた効率的・効果的な交通体系を構築する必要がある。

＜検討・実施にあたっての留意事項＞

- ・ 見直し基準の設定により、見直し理由を明確化し、住民との円滑な合意形成を図ることを検討
- ・ 自家用有償旅客運送は、運行形態の自由度が高いため、既存のバス・タクシーと競合しないようなサービス水準・内容となるよう、事業者との十分な議論
- ・ 自家用有償旅客運送は、事業者が運行する路線バスに比べて、コストが高くなる場合があるため、サービス水準・内容とコストのバランスを考慮
- ・ 見直し後の利用方法を含めた、見直し状況の丁寧な情報発信
- ・ 国における制度改正などの情報収集

(3) 貴重な人材を最大限活用するための取組や事業継続に向けた取組

- スクールバスに一般の利用者が乗車する一般混乗や貨客混載といった他分野との連携、及び、運賃の月額定額制といった事業者における収入の安定化といった取組は、利用者のニーズ把握や事業者との調整を十分に行った上で、検討する必要がある。

＜検討・実施にあたっての留意事項＞

- ・ それぞれの分野のニーズや実態、メリット・デメリットの十分な把握
- ・ 試行錯誤を繰り返しての運用となるため、利用者や事業者との積極的に意見交換や、必要に応じた見直しの実施

3. 運転手確保に向けた取組における基本的な考え方

- 事業者の積極的な取組を前提に、今後、以下の考え方を基本として、運転手確保に向けた取組を検討・実施。

(1) 労働環境の改善

- ① 給与水準の改善…より積極的に給与水準の改善に取り組む
- ② 勤務条件の改善…求職者の間口を広げるための勤務条件の改善
- ③ 職場環境の改善…運転手として、だれもが働きやすく魅力的な職場環境への改善
- ④ 福利厚生の改善…若い世代や女性などの入職促進・離職防止のための福利厚生の改善

(2) 採用活動

- ① 業界の魅力発信…個社レベルだけでなく、業界全体としての魅力発信
- ② 事業者のノウハウの習得・実践
…最新の採用活動のノウハウ等を習得し、実践できる環境の整備

(3) 採用後の人材育成…人材の獲得・定着のための、より一層の人材育成